

平成27年山形村議会第3回定例会

議事日程（第3号）

平成27年9月16日（水曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 2 発議第 6号
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 3 議案第 46号
- 日程第 4 議案第 47号
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 27請願第5号
- 日程第 6 27陳情第2号
- 日程第 7 27陳情第3号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 認定第1号
- 日程第 9 認定第2号
- 日程第10 認定第3号
- 日程第11 認定第4号
- 日程第12 認定第5号
- 日程第13 認定第6号
- 日程第14 認定第7号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第15 議案第41号
- 日程第16 議案第42号
- 日程第17 議案第43号

日程第 18 議案第 44 号

日程第 19 議案第 45 号

閉会宣告

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君	副 村 長 中村俊春 君
教 育 長 山口隆也 君	会 計 管 理 者 住吉 誠 君
総務課長 中村康利 君	税 務 課 長 篠原雅彦 君
住 民 課 長 青沼永二 君	保 健 福 祉 課 長 塩原美智代 君
子 育 て 支 援 課 長 小林好子 君	保 育 園 長 百瀬 清 君
産 業 振 興 課 長 赤羽孝之 君	建 設 水 道 課 長 篠町通憲 君
教 育 次 長 上條憲治 君	総 務 課 財 政 係 長 村田鋭太 君

事務局職員出席者

事務局長 籠田佐知子 君

書記 神通川直美 君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番・増澤武志議員、8番・大月民夫議員を指名します。

◎追加提出議案、提案説明、質疑、提案、採決

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

最初に本日、追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第2、発議第6号「山形村議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

本案件提出議員の趣旨説明を求めます。

大月民夫議員

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 発議第6号「山形村議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明を申し上げます。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものであります。規定文面は発議書に記載のとおりであります。ご審議をよろしくお願

いたします。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは討論を終結し、直ちに採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって発議第6号「山形村議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第46号～議案第47号

○議長（平沢恒雄君） 日程第3、議案第46号と、日程第4、議案第47号については、議事の都合上、一括提案とします。書記をして、各議案の朗読を行います。

神通川書記。

○書記（神通川直美君） 議案第46号、平成27年度山形村ふれあい児童館第2児童クラブ施設整備工事の請負契約の締結について。議案第47号、山形村個人情報保護条例の一部を改正する条例について。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第46号の平成27年度山形村ふれあい児童館第2児童クラブ施設整備工事の請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

指名競争入札に付しました平成27年度山形村ふれあい児童館第2児童クラブ施設整備工事は、議会の議決を要する工事であるため、平成27年8月31日に落札者であります松本土建株式会社代表取締役、大池太士氏と、契約金額5,184万円で、請負仮

契約を締結いたしました。

この仮契約を締結した請負契約について、本契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号の「山形村個人情報保護条例の一部を改正する条例」の提案説明を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法により、10月からマイナンバーが通知されます。マイナンバーの扱いについて、個人情報保護条例の一部について、用語の定義の追加や情報収集、利用や提供への制限、抹消、中止の請求、情報提供等、記録の訂正などを新たに規定することとともに、他の法令との調整、諸規定の改正を行うものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、議案第46号と議案第47号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、細部について詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第46号と議案第47号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において、詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩をします。

休憩。

（午後 1時09分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 1時34分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました議案第46号について、これより質疑を行います。本案件の質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論を終結し、直ちに採決します。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第46号「平成27年度山形村ふれあい児童館第2児童クラブ施設整備工事の請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第47号について、質疑を行います。本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ありますので、討論を行います。

最初に本案に反対の討論を許します。

大池議員

○1番(大池俊子君) 議席番号1番、大池です。反対の立場での討論をします。

この個人情報保護はマイナンバー制からということで入れられたものですが、マイナンバー制については、漏えい問題など、まだまだいろいろな点からはっきりしないのがたくさんあります。それで、消費税問題に絡んでも減税などのマイナンバーを使っているものもありますが、いろいろな問題が解決されていません。これを入れるについては、ちょっとまだ早かったのではないかということで、10月から入ってくるんですが、反対です。

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し、直ちに採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第47号「山形村個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

◎委員会付託、審議、表決

○議長（平沢恒雄君） 委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇)

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る9月11日に委員会審査を行い、27陳情第3号「外国人の扶養控除の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」については、平成27年度より所得税法の改正があり、扶養親族関係書類、については添付が義務づけられました。また、24年9月からは外国人登録も廃止され、外国人住民も住民基本台帳に登録され、日本において、国籍による差別はなくなりました。

この陳情は、このような流れに反するものでありますので、不採択となりました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果を報告申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長(上条浩堂君) 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月14日に委員会審査を行い、27請願第5号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

27陳情第2号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」については採択とし、措置として、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第5、27請願第5号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」についての討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、27請願第5号「国の責任によ

る35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」は、採択と決定しました。

日程第6、27陳情第2号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について」討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、討論を終結し、直ちに採決します。本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本陳情を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、27陳情第2号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」については採択と決定しました。

日程第7、27陳情第3号「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

もう一回、朗読をいたします。

討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

○事務局長（籠田佐和子君） 議会は可を諮るのが原則なものですから、不採択というふうに委員長報告があったのですが、可を諮るものですから、採択するかしないかというものを諮るもので、こういう感じになってしまいますので、よろしく願います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、本陳情を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（平沢恒雄君） 起立なしであります。よって、27陳情第3号「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」については、不採択と決定しました。
-

◎認定第1号～認定第7号

- 議長（平沢恒雄君） 既に提出議案の審議、表決を行います。

日程第8、認定第1号から、日程第14、認定第7号までの、既に提出議案を一括議題として審議、表決を行います。各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇）

- 総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。本委員会に付託された議案につきましては、去る9月11日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「平成26年度山形村一般会計歳入歳出決算認定についての所管の款・項」、認定第5号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第6号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第7号「平成26年度山形村水道事業会計決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いします。

- 議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

- 福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。本委員会に付託されました議案につきましては、去る9月14日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「平成26年度山形村一般会計歳入歳出決算認定についての所管の款・項」、認定第2号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「平成26年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは認定第1号「平成26年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池です。それでは賛成の立場から討論をします。

安倍首相は今、安全保障関連法案を今日にでも通そうと必死です。しかし、それに対して国民は毎日のように国会を包囲し、全国各地で廃案に向け、集会やデモなど、取り組まれています。

さて、平成26年度ですが、雹害がありました一部の地域にスイカや野菜の苗、また果物などに膨大な災害がありました。そして、140周年記念ということで、ラジオ体操や清水寺、山のとっぺんに記念碑を建てるなど、記念行事も取り組まれました。子育て支援センターの充実、そして特にコミュニティスクールでは、導入に向け推進委員会が設けられ、冊子も作られ、今も多くのボランティアによる取り組みがされています。住宅リフォームや村独自の新規就農制度なども多くの方に利用され、農業においては後継者も生まれています。また、新しく山形村健康体操もつくられ、村の健

康づくりの一端を担い、また今後も村中で大いに活用してほしいものです。

しかし、一方ではせっかく計画予算化された婚活イベントや、小学生の高学年による、「山形いいとこ発見」などの計画もやられませんでした。

そして、人事評価も新人のみということで、本格稼働にはまだ遠いのかなという思いで、しっかり取り組んでほしいと思います。

少ない村の予算ですが、自立、協力の村を進める山形村であります。細かな点ではまだありますが、子どもたちの元気な声が聞こえる村、福祉の村、農業立村の村として、さらに発展されることを希望しまして、賛成討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第1号「平成26年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第2号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第3号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号「平成26年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第4号「平成26年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第5号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第6号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「平成26年度山形村水道事業会計決算認定について」を討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第7号「平成26年度山形村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第41号～議案第45号

引き続き、既に提出議案の審議、表決を行います。

日程第15、議案第41号から、日程第19、議案第45号までの既に提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇)

○総務産業常任委員長(籠田利男君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。本委員会に付託された議案につきましては、去る9月11日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第41号「平成26年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、議案第42号「山形村行政手続条例の一部を改正する条例について」、議案第43号「平成27年度山形村一般会計補正予算(第2号)の所管の款・項」、議案第45号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いします。

○議長(平沢恒雄君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長(上条浩堂君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。本委員会に付託された議案につきましては、去る9月14日、審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会規則第77条の規定により、報告します。

議案第43号「平成27年度山形村一般会計補正予算(第2号)の所管の款・項」、議案第44号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」の2議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(平沢恒雄君) 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に日程第15、議案第41号「平成26年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第41号「平成26年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」は、原案のとおり可決されました。

次に日程第16、議案第42号「山形村行政手続条例の一部を改正する条例について」、討論採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第42号「山形村行政手続条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第43号「平成27年度山形村一般会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第43号「平成27年度山形村一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第44号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第44号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第45号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第45号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既に提出議案審議、表決は終了しました。

ここで先ほど、採決となりました請願・陳情に関する意見書作成等、議案整理のため、暫時休憩をします。

休憩。

(午後 2時15分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時16分)

◎発議第7号

○議長(平沢恒雄君) 日程第20、発議第7号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(上条浩堂君 登壇)

○上条浩堂君 発議第7号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書」について、提案説明を行います。意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

国の学級定員は35人に引き下げられましたが、予算編成の中で小学校1年生のみの実施となっております。しかし、平成27年度予算編成において、財務省は、小学校1年生も40人学級に戻すべきという提案を行いました。

子どもたちの成長や教育効果を考えれば、生活集団と学習集団が一致していることが望ましく、学校におけるさまざまな問題を解決する上でも、全学年での学級定員引き下げを実施し、教員がゆとりを持って子どもたちと触れ合えることが求められています。

山積みする教育課題の解決など、多くの課題があり、それらの課題を解決するには、教育の諸条件を整備する必要があります。そこで28年度の予算に向けて、早期に少人数学級の実現と教育予算の増額を求め、関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第7号「国の責任による35人学級の推進と教育予算の増額を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号

○議長（平沢恒雄君） 日程第21、発議第8号「私立高校への公費助成に関する意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（上条浩堂君 登壇）

○上条浩堂君 発議第8号の「私立高校への公費助成に関する意見書」について、提案

説明を行います。意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思ひます。

私学は独自の建学の精神に基づき、生徒の個性をはぐくむことにより、学習、文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げてきました。昨今の低迷する経済状況下、及び少子化の現在において、私学経営は厳しさを増しており、保護者への負担も増加しています。そこで、さらなる公費助成の増額を求め、関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長です。

ご審議よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第8号「私立高校への公費助成に関する意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎山形村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（平沢恒雄君） 日程第22、「山形村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

平成27年8月10日付で山形村選挙管理委員会委員長より地方自治法第180条第8項の規定により、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了し、選挙を行うべき事由が発生した旨の通知が議長あてに提出されております。したがって、ただ

いまから選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法118条第2項の規定により、指名推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。

よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。選挙管理委員会委員に、山形村38番地5、平林美江子さん、山形村3,832番地、倉科知廣さん、山形村5,284番地3、古川實さん、山形村5,611番地8、齋藤英晴さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した方を、山形村選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、よって、山形村選挙管理委員会委員に平林美江子さん、倉科知廣さん、古川實さん、齋藤英晴さんが当選されました。

次に、山形村選挙管理委員会補充員には、次の方を指名します。第1順位、山形村6283番地1、鈴木まゆみさん、第2順位、山形村2870番地3、小野立美さん、第3順位、山形村1291番地、上條陽子さん、第4順位、山形村3384番地、小林明子さん。以上の方の指名をします。なお、指名順位につきましては、慣例により年齢順とします。

お諮りします。ただいま、議長において指名した方を山形村選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって山形村選挙管理委員会補充員には、第1順位、鈴木まゆみさん、第2順位、小野立美さん、第3順位、上條陽子さん、第4順位、小林明子さんが当選されました。

ここで、議案整理のため、暫時休憩をします。

休憩。

(午後 2時29分)

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 2時30分)

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第23、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査、調査の申し出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査、調査事項については、各委員長の申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査、調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第24「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） 後々残る公式文書ですから、2カ所ほど修正をいただきたいという意見です。

まず期日が平成29年、これは訂正してください。それと、第3の村議会議長全国大会の目的、ここに誤字がございますので、公式文書ですから。「集結」という字文が、終わってしまうような文字になっておりますので、これは間違いだと思っておりますので、

確認の上、訂正をいたしたいと思います。以上です。

○事務局長（籠田佐知子君） すみません。訂正しておきますので、よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） ただいま、事務局長から報告のありましたとおり、訂正をいたしたいと思います。

よって、お手元に配付の「議員派遣の件」を訂正して、それについて派遣することに決定としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、訂正した中で、派遣することに決定いたします。

以上で定例会の議事日程は全て終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） ここで、村長よりあいさつがあります。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 閉会にあたり、ごあいさつ申し上げます。9月も半ばを過ぎ、秋の収穫が忙しく始まっています。稲田を見ると、今年もたわわに実った稲が豊穰の秋を見るかのように、頭を垂れ、深く垂れています。豊作をあらわすよい風景であります。

一方、関東や東北では、台風18号の影響で、大変大きな水害が発生しました。稲刈りをする目前とのことであります。被害に遭われました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。この台風により秋雨前線が去り、日本中、さわやかな実りの秋が続くことを切に願うものであります。

さて、今定例会は9月4日から本日9月16日までの間でありましたが、ご提案申し上げました全ての案件につきまして、ご承認また議決賜りまして、まことにありがとうございました。26年度の一般会計、特別会計等の決算につきましては、代表監査委員より、山形村決算に基づく健全化判断をいただき、財政の体質は極めて健全であると評価をいただいたことはうれしいことであります。今後より一層、改善努力をしていく所存であります。

特に本会議では、26年度決算認定並びに27年度9月補正予算につきまして、各

常任委員会での詳細にわたってのご審議をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

初日での本会議、全員協議会、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会と、本日举行されました本会議とも慎重に審議をいただき、全て無事終了いたしましたことに改めて感謝を申し上げます。また一般質問では、貴重なご意見、ご提案をいただき、これから新しい目標として、行政を発展させていきたいと思っております。

最後に議員の皆様方には、これから村は収穫の秋を迎え、大変よい季節になりますが、健康にはご留意され、行政と議会、車の両輪のごとく、それぞれの使命で力強くご支援を賜りますことをお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成27年第3回議会定例会を閉会し、散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時36分）